

見守り機器導入に伴う通信環境整備事業委託業務 企画提案（公募型プロポーザル）説明書

1 業務名

見守り機器導入に伴う通信環境整備事業委託業務

2 業務の目的・概要

特養養護老人ホーム等の大規模施設において、眠りスキヤンの整備及び記録システムとの連動を図り業務負担の軽減を図るため、通信環境（Wi-Fi）の整備を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

4 業務の内容及び予算上限額

別添「委託業務指示書」のとおり

5 プロポーザル参加資格

(1) 単体の企業（法人または個人を含む。）または複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 次の要件を満たしていること。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員の一部が次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 道内に拠点を有する法人又は個人であること。

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

6 手続き等

(1) 担当部局

郵便番号 062-0022

住 所 札幌市豊平区月寒2条5丁目1番2号

社会福祉法人ノテ福祉会法人本部（担当：松本）

電話番号（直通）011-598-1921 FAX 011-598-1922

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

ア 提出期限 令和3年12月24日（金） 午後5時（必着）

- イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで
 - エ 内容及び作成上の留意事項
別添「参加表明書作成要領」のとおり
- (3) 企画提案書提出期限、提出場所及び提出方法等
- ア 提出期限 令和4年1月7日（金） 午後5時（必着）
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで
 - エ 内容及び作成上の留意事項
別添「企画提案書作成要領」のとおり

7 企画提案審査の方法

- (1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案の内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とします。
- (2) プロポーザルに関するヒアリング
企画提案書の内容についてヒアリングを実施します。日時及び場所については別途通知しますので、各提案者3名までの参加をお願いします。なお、企画提案者が5者以上となった場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合があります。

8 企画提案の評価の基準

- (1) 事業者の業務遂行能力【40点】
 - ア 機器の調達、整備計画が適切であるか。(20点)。
 - イ Wi-Fi の設置及び介護ロボットとの連携について、十分な知識や専門性を有しているか。(20点)。
- (2) 企画提案の内容【60点】
 - ア 各フロアに通信が可能となるよう整備が可能か。通信不能なフロアがあれば、その理由など。(20点)。
 - イ 見守り機器や記録ソフトとの連携（通信速度も含め）は適切であるか。(15点)
 - ウ 整備後のアフターフォロー体制は適切なものか。（費用は適切か）(15点)。
 - エ 企画提案の内容から見て、事業に取り組む意欲が感じられるか(10点)。

9 委託契約の方法等

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約の相手方の選定
公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

10 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼します。

11 その他留意事項

(1) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの

(2) 選定・非選定の通知

企画提案事業者に対しては、選定・非選定の結果について通知します。

(3) その他

ア 企画提案の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とします。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。

ウ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の提出及び差替え並びに追加資料の配付は認めません。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとします。

オ 企画提案の作成のため受領した資料は、当法人の了解なく公表・使用することはできません。

カ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として当法人と受託者が協議して決定します。